

## 平成18年度第1回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成18年6月21日（水） 午後4時～

【開催場所】 高崎市役所 第31会議室（3階）

【出席委員】 計25名

会長	細井 雅生	委員	青木 鈴子	委員	青山 清子
委員	新井 通子	委員	井上 光弘	委員	岩井 今朝男
委員	岩田 寿	委員	内田 好子	委員	大美賀 亨
委員	黒沢 秀吉	委員	駒井 和子	委員	齋藤 美恵子
委員	須藤 ゆり子	委員	高田 容子	委員	中澤 清
委員	中島 英明	委員	平田 清一	委員	平野 勝海
委員	福田 美代子	委員	松沢 斉	委員	松本 源治
委員	宮崎 孝明	委員	山崎 順彦	委員	湯浅 僖章
委員	吉沢 慎一				

【欠席委員】 計5名

副会長	富田 昭子	委員	大山 とみ江	委員	永井 伊津夫
委員	矢島 祥吉	委員	柳澤 敏勝		

【事務局職員出席者】

高齢・医療担当部長	萩原 素雄	長寿社会課長	嶋田 訓和
介護保険室長	小金沢 明彦		
長寿社会課担当係長	清水 琢磨、阿久澤 健、田村 とし江		
介護保険室担当係長			
他事務局担当職員			

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者1名

【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課

- 【議 事】
- 1) 高崎市高齢者保健福祉総合計画について
  - 2) 高崎市地域包括支援センター運営協議会の実施状況について
  - 3) 高崎市地域密着型サービス運営委員会の実施状況報告について
  - 4) 介護保険運営協議会の今後の運営計画について
  - 5) 榛名町との合併について
  - 6) その他
- \*議長=会長

### 議事1 高崎市高齢者保健福祉総合計画について

議長 それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。はじめに、以前より委員の皆様にご議論をいただき、またパブリックコメントを実施したことを踏まえて作成された高崎市高齢者保健福祉総合計画について事務局より説明をお願いします。

#### 一 『高崎市高齢者保健福祉総合計画』（別紙資料）を事務局より説明

議長 ありがとうございます。かなりの分量がありますが、この場で何かご意見があればお願いします。基本的には7月10日までにご意見をいただければ計画に反映するこ

とができるとのことです。紙の様式が配布されていますがメールでも構わないでしょうか。

事務局 はい。

議長 それでは、後程メールアドレスをお知らせください。かなりパブリックコメントの意見も反映されているとのこと。また、この計画は電子媒体にして配布することも予定しているということで、手軽にみることができるようになっていますのでより一層のご協力をいただければと思います。何か意見ありますでしょうか。

委員 A この計画に載せるかどうかではないのですが、予算についてどの内容を増やし、逆にどの内容を減らしたのかを後日で構わないので委員に対して説明してください。具体的には難しいのですが、例えばサービス別や分野別での予算の概算や配分について分かればと思います。一体介護保険にいくら使われているのかといったことについて、承知している方もいるかと思いますが、私はよく分かりません。

議長 (事務局に対して) よろしいでしょうか。これまでも進捗状況を確認する中で出てきているかと思いますが、うまく活用していただければと思います。  
あと一点確認ですが、榛名町の合併についてはどのように対応するのでしょうか。

事務局 榛名町とは10月1日に合併します。この計画については、1月23日合併した旧5市町村の計画として動いていますので、榛名町については考慮されていません。このようなケースについて、以前より国及び県の指導ではそれぞれの計画を合算する形で動くように、それぞれの計画を尊重して運用していくことになっています。したがって、榛名町のエリアについては榛名町の計画に基づいて動いていくこととなります。ただ幸いなことに、保険料について同額ですので金額的な影響はないものと考えています。しかし、普通徴収の回数が榛名町では10期、高崎市では9期としていますので納期が異なっています。平成19年度から高崎市の方法に統一する方向で調整を行う予定です。経過については今後の協議会で報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。  
今の段階で他にご意見ありますでしょうか。なければ次の議題に移ります。

## 議事2 高崎市地域包括支援センター運営協議会の実施状況報告について

議長 続きまして「高崎市地域包括支援センター運営協議会の実施状況報告」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

### 一 『高崎市地域包括支援センター運営協議会の実施状況報告』(会議資料1参照、2ページ)を事務局より説明

議長 ありがとうございます。資料には項目のみの記載になっておりますが、地域密着型サービス運営委員会に出席されている委員の方からはご質問があれば、また地域包括支援センター運営協議会に出席されている委員の方からは補足事項があればお願いします。

委員 B 補足という訳ではありませんが、今のご説明にありませんでしたが地域包括支援センター職員の声をもっと紹介していただければと思いました。当日その場にいた委員のおそらく全員が衝撃的に感じたかと思うことは、介護保険算定ソフトが導入されていないということでした。たまたま整備は着々と進めているという話をその後伺ったので安心はしたのですが、それであればその場で説明いただければよかったのかと思います。地域包括支援センターが何を目指すかというくだりで、「国や県の言いなりになるのではなく高崎方式を作っているのですよね」という意見がありました。ぜひそのようにしていただければと思います。保険者は高崎市ですし、地域包括支援センターの設置者も高崎市ですから言いなりになるのではなく、引っ張っていくつもりでやっていただければと思います。

議長 ありがとうございます。今お話があったように衝撃的な意見や実体的な意見がありましたし、また新しいメンバーと行政のスタッフがいっしょにやっていくのにあたっての周知の問題がありました。手探りの状況ですが現場の意見をいただきながらやっていくことが一つの特徴なのかなと思っています。  
今の段階で他にご質問などありますでしょうか。

### 議事 3 高崎市地域密着型サービス運営委員会の実施状況報告について

議長 続きまして「高崎市地域密着型サービス運営委員会の実施状況報告」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

#### 一 『高崎市地域密着型サービス運営委員会の実施状況報告』（会議資料 1 参照、2 ページ）を事務局より説明

議長 ありがとうございます。それでは何かご質問等ありますでしょうか。

委員 A 2点あります。まず5月24日の委員会において1事業者は可決されて、もう一方は否決されたということですが、その否決された事業者も今後内容を改善した上で再度申請すれば指定されることはあるのでしょうか。

事務局 一度否決されても、法人自体に問題があるということではなく、施設の図面に問題があるといったことであれば、それが改善されれば問題ないと考えております。

委員 A 否決理由については、きちんと申請者に説明されるのでしょうか。

事務局 具体的な内容は申し上げられませんが、指摘事項については個別に指摘して通知しています。また、不明な点があれば後日説明をして納得していただいております。

委員 A それは大変丁寧な対応かと思います。2点目ですが認知症高齢者グループホームの選定の件ですが、今後2回地域密着型サービス運営委員会において審議されるわけですが、公平性についてはどこに求めていますか。また何を以て公平とするのかを教えてください。

事務局 運営委員全19名いらっしゃいます。それぞれの立場でそれぞれの観点からご協議・ご審議いただいておりますので、偏った意見が通るとは考えておりません。そこで公平性・中立性は保たれると考えております。また表決の方法について、全会一致とするのか、それとも多数決とするのかということもご審議いただいております。意見が割れた場合には付帯条件をつけて可決するといったことになっています。内容について公開ができればより公平性はより保たれるかと思いますが、他の事業者に利用されてしまう恐れがあることから非公開が妥当であると考えています。

委員 A ありがとうございます。よくわかりました。

議長 補足ですが、否決された方の意見を付帯条件としてつけるのではなく、付帯条件をつけて表決をするということになります。基本的には多数決となっています。

委員 C 小規模多機能型居宅介護サービス、共用型認知症対応型通所介護サービスについては認知症高齢者グループホームとは別のものなのでしょうか。

事務局 基本的に全く別のサービスであります。小規模多機能型居宅介護サービスは通いを中心として泊まりのサービスや訪問サービスを受けることができます。共用型認知症対応型通所介護サービスは認知症をお持ちの方を対象としたデイサービスになります。共用型とは既存のグループホームを活用したサービスで1日最大3名までの方がグループホームで入居者の方と一緒に過ごされるものになります。グループホーム開設後3年以上経過していることが条件になります。

議長 ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

#### **議事4 介護保険運営協議会の今後の運営計画について**

議長 それでは続きまして「介護保険運営協議会の今後の運営計画」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

##### **一 『介護保険運営協議会の今後の運営計画』（会議資料2参照、3ページ）を事務局より説明**

議長 ありがとうございます。枠組みや課題の意味についても含めてご質問をお願いします。

委員 A 12月の任期までに3回の協議会が予定されていますが、事前に協議する議題を示していただかないと協議会の場で意見することができないかと思えます。また、行政がこの協議会に期待しているのか、どのようなことを評価してもらいたいのかということはある程度具体的にあらかじめ示すようお願いいたします。

あともう1点ですが、12月から3月までの間は地域包括支援センターも動いているでしょうし、各種サービス事業の指定についても休みではないでしょうから、何らかの委員会等が存在しないと何か問題があったとき、どのように対応するつもりでしょうか。

事務局 皆様から貴重なご意見をいただきたいと考えていますので、議題については1ヶ月前まで、遅くても20日程度前までには皆様にお示しできるようにしたいと努力します。

委員の任期については、条例上任期が3年と定めておりますので3年を延長することはできません。その一方で、次期計画策定を考慮すると平成19年4月1日から3年間就任いただくのが望ましいと考えておりますので、12月21日から3月31日の期間は委員の方がいらっしゃる状態になってしまいます。委員ご指摘のとおり、その期間においても協議会は必要でありますので、現任の委員の方、もしくは次期に就任いただく方に暫定的に短期間の就任をお願いしたいと考えておりますが、榛名町との合併後の第3回運営協議会に事務局案をお示しの上、ご議論いただきたいと考えております。

委員 D 長寿センターについて、自立高齢者の活動拠点から介護予防拠点へと資料に記載されていますが、具体的には転倒予防教室を実施したりして、要介護状態にならないようにすることを考えているのでしょうか。

事務局 長寿センターの位置付けは、今までも介護予防の意味合いを含んでいたかと思いますが、基本的に元気な高齢者の方が集まって活動をするスペースとなっています。それ自体は非常によいことですので、それに加えて例えば閉じこもり予防を必要とする方や特定高齢者の方が来所することにより他の人との交流を図るための接点となったり、また転倒予防教室や機能訓練を行ったりする場所になるか思います。長寿センターが立ち上がった当時は、高齢者が交流を図る場所がなかった時代でしたが、今は同様の施設は増加してきています。利用者の方がお互い支えあう、大きな意味での介護予防の拠点にすることもできるかと思えます。今後この点についてもご審議いただければと考えておりますのでよろしくお願ひします。

議長 長寿センターにはもともと相談機能として位置付けられています。包括支援センターと合築して機能アップしたりと色々なシステムを考えていかなければならないかと思えます。またふれあいサロンの活用についても議論されるべきであるかと思えます。一度整理してから提案したいと考えています。

## 議事5 榛名町との合併について

議長 それでは「榛名町との合併」について事務局から説明をお願いいたします。

### 一 『榛名町との合併』（会議資料3参照、4ページ）を事務局より説明

議長 人口規模に合わせて榛名町から3名から4名の方に委員をお願いすることになりますがいかがでしょうか。（異議なし）  
それではこの内容で進めてください。

## 議事6 その他

議長 以上で予定された議案については終了しましたが、他に何かありますでしょうか。

委員 E 介護保険が改正されておよそ3か月程度経ちますが、市民の特徴的な声を何点か教えてください。

事務局 今回の改正で要支援2が新たに加わりました。その中で要介護1から要支援2になる方がおよそ5割程度となってお0ります。その方については、なぜ状態が変わらないのに要介護から要支援になるのか、また要支援2になった時にどのような予防サービスを受けることができるのかといった声が多く聞かれます。そのような方に対して、制度の趣旨として機能回復をすることにより日常生活の状態が改善される、予防効果のある旨を十分説明をしております。

議長 他に何かご質問あるいはご意見はありますか。なければ以上をもちまして終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。